

郵送による転出届(転出証明書請求書)

小平市長殿

届出年月日 令和____年____月____日

届出の方の住所_____

氏名_____印 電話番号(____-____-____)
※必ず自筆で署名(又は記名押印)してください。 ※日中必ず連絡のとれる電話番号

メールアドレス(____@____)

Table with columns for move date, residence type (new/old), address, and resident information. Includes a section for '引っ越しされる方' (person being moved) with fields for name, date of birth, gender, and ID status.

※上記の事項をみれなく記入し、以下のものを同封して送付してください。
①本人確認書類(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等の場合は1点、健康保険証、年金手帳、学生証、社員証等の場合は2点以上)のコピー
(注)氏名や住所等の一部が欠けたコピーは再度発送していただくことになりますので、ご注意ください。住所変更等で裏面にも記載がある場合はそちらも併せてコピーしてください。
②返信用封筒(転出証明書の送付用です。転入届の特例を受けず、通常の転入届をする場合は転出証明書が必要となります。今お住まいの住所、宛先を記入して返信用切手(定型内の場合は110円)を貼ってください。)
【送付先】〒187-8701 小平市役所 市民課郵送担当(専用郵便番号のため、住所は不要です。)
【お問い合わせ】042-346-9804(直通)

(裏面の注意事項もご覧ください。)

(注意事項)

※転入届の特例について

転入届の特例とは、転出届の際に転出証明書の交付を受けずに新住所地で転入届ができる手続きです。その場合、転出証明書は交付されませんので、返信用封筒は不要です。新住所地で必要になりますので、転出届を郵送するときは、住民基本台帳カード又は個人番号カードは同封しないでください。

転入届の特例を受ける方は、表面の備考欄の「転入届の特例を受ける」に○印をご記入ください。ただし、以下の要件にすべてあてはまる方が対象となります。

- 転入届の特例は同時に転出される方のうち、転出届出時点で有効なカードをお持ちの方がいらっしゃる場合に適用されます。
- 新住所の区市町村窓口で転入届をする際、住民基本台帳カード又は個人番号カードをご持参ください。
- 新住所地へ持参していただく住民基本台帳カード又は個人番号カードの暗証番号が必要となります。
- 転出届は、新住所地に移る14日前から受付をします。引っ越しをする前にあらかじめ転出届をしてください。
- 新住所地での転入届は、原則として転入をした日から14日以内、かつ転出予定日から30日以内におこなってください。
- 新住所地では、平日、通常の窓口業務時間に転入届をしてください。

※転入届の特例を受ける場合、郵便事情を考慮し、日数に余裕を見て転出届をしてください。